

旅行業法施行令の一部を改正する政令案要綱

- 一 登録研修機関の登録の有効期間を定めること。（第三条関係）
- 二 国土交通大臣が登録研修業務を行う場合の手数料を定めること。（第四条第三項関係）
- 三 その他所要の規定の改正を行うこと。
- 四 この政令は、平成十七年四月一日から施行するものとする。（附則第一条関係）
- 五 関係政令の改正を行うこと。（附則第二条から第五条まで関係）